

特集 《日本弁理士会 知的財産支援センター設立 15 周年記念》

東海支部の知的財産支援活動と 支援センターの役割について

日本弁理士会 東海支部 支部長 後呂 和男



東海支部の知財支援活動の現状と展望

東海支部は愛知県、静岡県、岐阜県、長野県、三重県（会員数順）を管轄地域としている。近畿支部の設立から10年後、全国支部化に先立つこと10年の、平成9年1月に設立されたから、満17歳である。主たる事務所を東海支部内に有する会員数は、弁理士会の全会員数の7%に相当する約700人で、活動に程よい人数と思える。

支部内には、愛知県を除く4つの県毎に設けられた県委員会の他に、12の一般委員会（会務系、実務系及び外部支援系）があり、延べ人数であるが、約3割に相当する200人以上の支部会員が何らかの委員会に所属して支部活動を行っている。

このように比較的高い比率で支部活動に参加して頂いている理由は次のようであると考えている。17年になる支部の歴史の中で歴代役員が支部活動や社会貢献活動の必要性を訴え続けてきており、その考えが少なからず浸透している。支部規則によって、支部室における無料特許相談を支部会員の義務として規定し、所定の免除理由がない支部会員は全てその任に当たるシステムが稼働しているため、東海支部が主導するこの種のボランティア活動に僅かながらなじみがある。UR-10委員会（登録10年未満の若手会員により組織され各種イベントを担当する）等の、支部活動の入門的委員会が設置されており、積極的な若手会員の受け皿となっている。一定期間以上継続して支部の委員会活動歴がない支部会員は、抽選によって委員として指名を受けるという支部長指名制度が稼働しており、支部活動の未経験者は半ば強制的に各種委員会の委員を経験することになる。強制的とはいえ、指名を受けた委員の多くはその経験を良しとして、次年度以降の支部活動に前向きになっている。

さて、東海支部には、知財支援活動に主として関与する委員会としては、知的財産制度推進委員会、知的財産支援委員会、教育機関支援機構及びUR-10委員

会がある。これらの委員会が担当するイベント毎にその活動の詳細を紹介する。

中小企業のための知財経営サロン

これは、グループディスカッション形式で知財制度や企業における知的財産の取り扱いについて語り合う知財経営の勉強会で、知的財産支援委員会が毎月1回平日の夕方に開催している。中小企業の経営幹部に限定して募集しているため、参加者は中小企業の社長、二世、役員、事業部長等であり、一般的な知財制度の勉強会とは異なり知財の実務担当者ではない。今年度は40名弱の申し込みがあり、毎回、テーマに応じて10数人から20人程度の参加がある。

参加者をレベル分けして2~3のグループを作り、各グループに数名の弁理士が加わり、司会と議論促進役をつとめる。今年度、議論したテーマは、「自社が行っている知財活動」、「中小企業における知財の必要性」、「侵害を回避するために何を考えるべきか」等であった。中には、特許出願に懐疑的な参加者も含まれる。時には当初のテーマから外れて行くこともあるが、それが参加者の本音だろうし、聞きたいことであろうから、軌道修正はしない。弁理士さんとの間の垣根が低くなった、他社の取り組みが判った、経営者同士のネットワークができた等の感想が寄せられている。サロンの閉会後にはできるだけ懇親会を行う。その席で、実は我が社はこんな問題を抱えていて…という具体的な相談に発展してゆくこともある。

今年度から愛知県との共催となり、昨年11月には知財をうまく経営に取り入れている県内企業への見学会と講演会とをセットにしたイベントが実施され、60名弱の参加者を集めた。

サロンに参加する経営者にとっては、知財活用を経営に取り入れる事例やコツを知ることになり、若手の弁理士にとっては中小企業経営者と話し合う貴重な体験ができる。今後は、個別企業からの相談や企業への

訪問支援にも対応しようとしている。



(知的経営サロンの様子)

う手応えがあった。



(メッセナゴヤにおけるミニセミナーの様子)

休日（週末）パテントセミナー

こちらは、主として知的財産権制度推進委員会及びUR-10委員会が運営する一般市民・企業の知財担当者向けのセミナーである。産業財産権制度の概要、進歩性判断、外国特許出願、ブランド・デザインの活用等々のテーマに沿って講演する形式であるが、企業関係者が含まれるため、高度な実務的質問も寄せられる。

本年度で13年目になる企画で、徐々に開催会場、開催回数を拡大してきている。原則として土曜日の午後開催され、昨年度は、愛知県内で13回、岐阜県で2回、静岡県で8回、長野県・三重県で各1回開催され、名古屋会場での受講者数は80~120人程度であった。リピーターも多いが、開始以来延べの受講者数は数千人に達しており、東海支部地区での産業財産権制度の昂揚普及に大いに寄与していると自負している。講師となる弁理士のプレゼン能力向上のためにも良いOJTの場となっている。

技術展示会出展

中部地区で最大級の異業種交流展示会としてメッセナゴヤがある。今年度は、830社の出展、6万人以上の来場があった。日本弁理士会東海支部は、今年度も会場にブースを出展し、仲裁センター名古屋支部のメンバーの協力を得ながら、特許・商標・著作権等に関するミニセミナーや無料相談会を開催した。

ミニセミナーへの参加者は300名弱、相談件数は30数件であった。この種の技術展示会への来場者のほとんどが技術系企業の人々であるから、ブースへの呼び込みに入れば、さらに増やすことができるとい

知的財産セミナー

東海支部では、毎年1月末に「支部開設日記念 知的財産セミナー」を開催している。企業の知財担当者、弁理士、中小企業経営者を対象に500人収容規模で企画され、中部地区でも有数の知財セミナーとして好評を得ている。

ところで、当地には自動車関連企業が多く、これらの企業は中国・タイ・インドネシア等に進出し、或いは進出を計画している。しかし、東南アジア諸国では欧米先進国に比べて知財制度も、知財人材も未だ成熟しておらず、審査の遅れや、模倣の横行が問題となっている。

そこで、東海支部では今年度、東南アジア知財委員会を設立し、現地に調査団を派遣し、現地法律事務所や大小の現地進出企業の協力を得つつ、東南アジア各国の知財制度の現状を網羅的に研究した。そして、その研究成果を支部会員・産業界に還元するとともに、このような研究活動を通して次世代を担う国際派弁理士の養成を図ることとした。今年度は、タイの知財をメインテーマにして、1月31日に名古屋ヒルトンホテルで開催することになっている。



(昨年度の知的財産セミナーの様子)

教育機関支援

大学、高等学校、小中学校等の教育機関に対する知的財産権講義等の支援事業は、教育機関支援機構が担当している。未来の発明者・知財を活用できるイノベーターを育てようという気の長い、しかし重要な事業である。同機構の委員は2年任期で、委員数25名である。

大学としては、名古屋市立大学の2カ所のキャンパスにおいて「知的財産権法入門」の授業を複数の委員で受け持っており、試験の上、単位認定も行う。高等学校については、7校において初歩的な知財制度に関する特別授業を行った。小中学校は、今年度は1校のみであった。

一方、今年度は新たにデザイン専門学校である名古屋モード学園から意匠法・著作権法についての初歩的なセミナーの依頼を受けた。そこで、支援委員が赴き、200人弱の学生を相手に意匠・商標の実際の権利取得事例や紛争事例を盛り込んで制度概要を説明すると共に、学生が自己のデザイン作品を発表する時に想定される著作権法上の問題をQ & A方式で解説した。

弁理士の日記念イベントとサイエンスショー

毎年7月には弁理士の日を記念する記念イベントにおいて、8月には中部経産局が主催するサイエンスショーにおいて子供向けの工作教室を出展する。これらは、知財制度推進委員会とUR-10委員会とが協力して企画・運営する。子供達に自然科学への興味を喚起し、工作の楽しさを体験してもらい、付き添いの親達には弁理士制度・知的財産制度の存在をアピールす

ることが目的である。

今年度の弁理士の日記念イベントでは、来場の子供達に「こんな物、あったらいいな」というアイデアを絵に描いてもらう発明絵画コンテストを行い、約70作品の応募を得た。運営に参加した支部会員によって審査を行い、優秀作品には、簡単な講評と共に賞品を郵送により贈呈した。

各種セミナー講師派遣

東海支部には、東海地区にある各種の公的機関及び業界団体から、知財制度に関して講師の派遣を依頼されることがある。これに備えて、知財支援委員会では予め講師を受諾することを表明した支部会員名を記載した支援委員名簿を作成している。講師の派遣依頼を受けると、講義内容・地域を勘案して支援委員名簿記載の会員に連絡し、派遣講師を決定することとしている。昨年度は6名の派遣があったが、今年度は4名になりそうである。

支援センターの役割について

東海支部では、以上のように積極的な外部支援活動を行い、これに多くの支部会員が関与している。

これらの支援活動の企画・コンテンツの多くは東海支部が独自に開発してきた。しかし、他支部においても共通して利用できる企画・コンテンツも多いであろうし、逆に、他支部の企画も東海支部に取り入れることにより、効果的な外部支援活動となるものも多いのではないだろうか。もとより、各支部には地域的な特色や支部の歴史から生じている様々な事情があるから、単純に他支部の企画・コンテンツを移入すればよい訳ではないが、他支部の企画・コンテンツを参考に、支部独自の色付けをすればよい。

支援センターには、現在、関東・近畿・東海以外の会員数の比較的少ない支部における外部支援活動のサポートという任務が課されている。しかし、今後は更に進んで、これらの三大支部を含んだ全支部における外部支援活動の情報交換から、可能な範囲での共通化を進め、これにより企画・コンテンツの相互利用の促進によって外部支援活動の一層の効率化を任務とすることを期待している。

(原稿受領 2013. 12. 11)